

河内総合運動公園ほか 8 施設に関する留意事項

1 河内総合運動公園

(1) - 1 ドリームプールかわち

ア 利用調整

(ア) 大会等の利用

下記に定める大会利用等を優先する事業とし、毎年度 1 2 月より、翌年度分の年間利用受付を行うものとする。

- ・ 宇都宮市、栃木県及び国が主催するスポーツ大会及び事業
- ・ 宇都宮市が支援するスポーツ事業等
- ・ 宇都宮市スポーツ協会又は栃木県スポーツ協会に加盟する競技団体が主催する関東大会以上のスポーツ大会

(イ) 一般の貸切利用

原則として認めないこと。

イ 個人利用（利用券）の取扱い

(ア) 入場には、入場者が遊泳する、しないに関わらず、利用券を要する。

(イ) 利用券は、入退場ゲートの外に出た時点で効力を失う。

ウ 入場・利用ルール等

指定管理者が予め定め、市と協議し、承認を得ること。

【参考：現行ルール等】

- (1) 小学 2 年生以下の児童・幼児が入場する場合においては、同伴する保護者が必要。
なお、保護者 1 名につき入場できる小学 2 年生以下の児童・幼児は 3 名とする。なお、幼稚園などの団体での利用についてはこの限りではない。
- (2) 25m プールは、小学 2 年生以下の児童は保護者同伴でないと利用できないものとする。詳しくは、係員の指示に従うこと。
- (3) 保護者が入水する際は、必ず水着を着用するものとする。
- (4) 中学生以下が午後 6 時以降に利用する際は、保護者の同伴が必要。
- (5) オムツ及びトレーニングパンツを必要とする者は入水できない。
- (6) 施設内が極めて混雑した場合や地震などあった際は必要に応じ、退場等の指示に従うものとする。
- (7) 刺青を入れている者の入場は原則禁止とする。
- (8) プールに入る際は、メガネ、腕時計、アクセサリー等ははずす。また、化粧、整髪料、UV クリーム等は落とすこと
- (9) 利用者の健康管理と事故防止のため、原則として 1 時間毎に遊泳者をプールサイドに上げ、5 分間の休憩とプール内の安全確認をするとともに、場内放送で注意を呼びかけるものとする。

エ 利用上の注意事項等

指定管理者が予め定め、市と協議し、承認を得ること。また、当該注意事項を、施設等において周知（掲示）すること。

【参考：現行注意事項等】

- (1) 次の方は入場できません。
 - ・ 伝染病疾患のある人
 - ・ 医師から入水を禁止された人
 - ・ 酒気をおびている人
 - ・ 付添いのいない未就学児
 - (2) 次のものは持ち込みできません。
 - ・ 飲食物
 - ・ ガラス製の水中メガネ、足ひれ等の潜水用具、水鉄砲
 - ・ 浮き輪などの遊具・ボール
 - (3) 準備運動をしてから入水してください。
 - (4) プールに入る前やトイレ使用後は必ずシャワーを浴びてください。
 - (5) プールに入る際は必ず水着及び水泳帽を着用してください。
 - (6) 小学2年生未満の児童は必ず保護者と一緒に入水してください。
 - (7) 保護者の方は子供から目を離さないでください。
 - (8) 身長制限のあるプールでは、規定の身長に満たない場合は入水できません。ただし保護者同伴の場合は入水できます。
 - (9) プールは飛び込み禁止です。
 - (10) プールサイドを走ったり、危険な遊びをしたりしないでください。
 - (11) 貴重品等は十分注意してください。万一盗難等にあわれても一切の責任を負いません。
 - (12) 喫煙所以外での喫煙は禁止です。
 - (13) 館内でのカメラ、ビデオ等による撮影は禁止です。
 - (14) 施設が混雑している場合は入場制限をすることがあります。
 - (15) 風紀を乱し、他人に迷惑をかけていると判断される場合、退場していただくことがあります。
 - (16) 場内はすべて係員の指示に従ってください。
- ※ 「付添い、保護者」とは、高校生以上で一緒にプールに入水できる人です。

オ 監視・救護等計画

指定管理者が予め定め、市と協議し、承認を得ること。監視・救護等計画の中には、最低限、下記の項目を定めることとし、さらに必要な事項についても定めること。

監視・救護等業務の統括責任者については、（社）日本赤十字社水上安全法救助員Ⅰもしくは救急法基礎講習の認定を受けた者、または（公財）日本体育施設協会水泳指導管理士の資格を有するものを配置すること。

また、統括責任者以外の監視員についても、プール普通救命講習等（心肺蘇生法・AED含む）の受講者の配置に努めること。

(ア) 業務体制

監視員等の従事体制をポイント（プール水槽等）ごとに定めること。

(イ) 監視業務内容

監視業務内容や監視方法の細目を定めること。

(ウ) 場内放送の内容

(エ) 緊急事態（溺者・傷病者、火災、地震等）発生時の対処方法

※ 予め市の承認を得て、監視業務を第三者に委託する場合にあっては、警備業法第2条第1項に該当するため、委託先事業者の選定にあたっては、警備業の認定の有無について注意すること。

(1) - 2 陸上競技場

ア 利用調整

(ア) 大会等の利用

下記に定める大会利用等を優先する事業とし、毎年度12月より、翌年度分の年間利用受付を行うものとする。

- ・ 宇都宮市、栃木県及び国が主催するスポーツ大会及び事業
- ・ 宇都宮市が支援するスポーツ事業等
- ・ 宇都宮市スポーツ協会又は栃木県スポーツ協会に加盟する競技団体が主催する関東大会以上のスポーツ大会

(イ) プロサッカーチーム「栃木SC」については、(ア)の次に優先的に使用できることとし、使用する月の1か月前までに月間の利用を調整する。

(ウ) (ア)、(イ)の後、一般利用による陸上競技及びサッカーの使用申請を受け付ける。原則として、1か月に1回は一般利用によるサッカーの使用日とする。

※ 芝の養生のため、フィールド内の利用頻度が高くなりすぎないように、サッカーによる使用は原則として月に15日以内の利用を上限とし、3日以上連続して使用しないよう留意する。

また、陸上競技での使用日(主に土日祝日)を確保できるよう調整すること。

(1) - 3 多目的運動広場

ア 利用調整

(ア) 大会等の利用

下記に定める大会利用等を優先する事業とし、毎年度12月より、翌年度分の年間利用受付を行うものとする。

- ・ 宇都宮市、栃木県及び国が主催するスポーツ大会及び事業
- ・ 宇都宮市が支援するスポーツ事業等
- ・ 宇都宮市スポーツ協会又は栃木県スポーツ協会に加盟する競技団体が主催する関東大会以上のスポーツ大会

(イ) 一般利用の予約は使用する月の2ヵ月前の1日から受付を開始する。

(ウ) (ア)、(イ)の後、使用する月の1か月前の1日より、予約の無い日において栃木SCが使用できることとし、予約を受け付ける。

※ 芝の養生のため、芝生部分の利用頻度が高くなりすぎないように、サッカーによる使用は原則として月に15日以内の利用を上限とする。

(2) 予約状況の掲示

「(1) - 2 陸上競技場」の(ア), (イ)及び「(1) - 3 多目的運動場」の(ア), (イ), (ウ)について調整したのち, 使用する月の前月 5 日までに予約状況をHP等に掲載すること。

(3) 屋内プール下水道接続について

河内総合運動公園の屋内プール排水について, 排水量が多く, 公共下水に排出するためには流量の調整が必要であるため, プール排水を除く排水のみ公共下水に接続している。そのため, 通常, 上水道使用量によって算出される下水道料金の内, プール排水分の下水道料金の減免を受けており, 毎月, 水質検査を行い, プール排水分の流量を上下水道局に申請する必要がある。なお, 指定管理料については, プール排水分の下水道料金を含まない額で算定しているが, 指定期間内にプール排水を公共下水へ接続した場合には, 指定管理料の変更を行うこととする。

2 宮山田運動場

(1) 利用調整

ア 大会等の利用

下記に定める大会利用等を優先する事業とし, 毎年度 1 2 月より, 翌年度分の年間利用受付を行うものとする。

- ・ 上河内地区市民センターが取りまとめた地域行事・大会等
- ・ 宇河地区中学体育連盟のスポーツ大会

イ アについて調整後, 県・市及び県スポーツ協会, 市スポーツ協会に加盟する競技団体が主催するスポーツ大会及び事業を受け付ける。

ウ イについて調整した後, その他の使用団体が主催するスポーツ大会及び事業を受け付ける。

エ 一般利用の予約は使用する月の 2 ヶ月前の 1 0 日に抽選会を行う。(抽選会は市の公共施設予約システムを利用する。)

3 芦沼運動場

(1) 利用調整

ア 大会等の利用

下記に定める大会利用等を優先する事業とし, 毎年度 1 2 月より, 翌年度分の年間利用受付を行うものとする。

- ・ 上河内地区市民センターが取りまとめた地域行事・大会等
- ・ 宇河地区中学体育連盟のスポーツ大会

イ アについて調整後, 県・市及び県スポーツ協会, 市スポーツ協会に加盟する競技団体が主催するスポーツ大会及び事業を受け付ける。

ウ イについて調整した後, その他の使用団体が主催するスポーツ大会及び事業を受け付ける。

エ 一般利用の予約は使用する月の 2 ヶ月前の 1 0 日に抽選会を行う。(抽選会は市の公共施設予約システムを利用する。)

4 下田原運動場

(1) 利用調整

ア 大会等の利用

下記に定める大会利用等を優先する事業とし、毎年度12月より、翌年度分の年間利用受付を行うものとする。

- ・ 河内地区市民センターが取りまとめた地域行事・大会等
- ・ 宇河地区中学体育連盟のスポーツ大会

イ アについて調整後、県・市及び県スポーツ協会、市スポーツ協会に加盟する競技団体が主催するスポーツ大会及び事業を受け付ける。

ウ イについて調整した後、その他の使用団体が主催するスポーツ大会及び事業を受け付ける。

エ 一般利用の予約は使用する月の2ヵ月前の10日に抽選会を行う。(抽選会は市の公共施設予約システムを利用する。)

(2) 子ども用プールの入場・利用ルール等

指定管理者が予め定め、市と協議し、承認を得ること。

【参考：現行ルール等】

- (1) 利用は小学生以下のみとする。
- (2) 保護者が入水する際は、必ず水着を着用するものとする。
- (3) オムツ及びトレーニングパンツを必要とする者は入水できない。
- (4) 施設内が極めて混雑した場合や地震などあった際は必要に応じ、退場等の指示に従うものとする。
- (5) 刺青を入れている者の入場は原則禁止とする。
- (6) 利用者の健康管理と事故防止のため、原則として30分毎に遊泳者をプールサイドに上げ、5分間の休憩とプール内の安全確認をするとともに、場内放送で注意を呼びかけるものとする。

(3) 子ども用プール利用上の注意事項等

指定管理者が予め定め、市と協議し、承認を得ること。また、当該注意事項を、施設等において周知（掲示）すること。

【参考：現行注意事項等】

- (1) 次の方は入場できません。
 - ・ 伝染病疾患のある人
 - ・ 医師から入水を禁止された人
 - ・ 酒気をおびている人
 - ・ 付添いのいない未就学児
- (2) 次のものは持ち込みできません。
 - ・ 飲食物
 - ・ ガラス製の水中メガネ、足ひれ等の潜水用具、水鉄砲
 - ・ 浮き輪などの遊具・ボール
- (3) 準備運動をしてから入水してください。
- (4) プールに入る前やトイレ使用後は必ずシャワーを浴びてください。

- (5) プールに入る際は必ず水着及び水泳帽を着用してください。
- (6) 保護者の方は子供から目を離さないでください。
- (7) プールは飛び込み禁止です。
- (8) プールサイドを走ったり、危険な遊びをしたりしないでください。
- (9) 貴重品等は十分注意してください。万一盗難等にあわれても一切の責任を負いません。
- (10) 喫煙は禁止です。
- (11) カメラ、ビデオ等による撮影は禁止です。
- (12) 施設が混雑している場合は入場制限をすることがあります。
- (13) 風紀を乱し、他人に迷惑をかけていると判断される場合、退場していただくことがあります。
- (14) 場内はすべて係員の指示に従ってください。

5 古田運動場

(1) 利用調整

ア 大会等の利用

下記に定める大会利用等を優先する事業とし、毎年度12月より、翌年度分の年間利用受付を行うものとする。

- ・ 河内地区市民センターが取りまとめた地域行事・大会等
- ・ 宇河地区中学体育連盟のスポーツ大会

イ アについて調整後、県・市及び県スポーツ協会、市スポーツ協会に加盟する競技団体が主催するスポーツ大会及び事業を受け付ける。

ウ イについて調整した後、その他の使用団体が主催するスポーツ大会及び事業を受け付ける。

エ 一般利用の予約は使用する月の2ヵ月前の10日に抽選会を行う。(抽選会は市の公共施設予約システムを利用する。)

6 高間木キャンプ場

(1) 利用予約

一般利用の予約は使用する月の2ヵ月前の15日から受付を開始する。

(2) 利用上の注意事項等

指定管理者が予め定め、市と協議し、承認を得ること。また、当該注意事項を、施設等において周知(掲示)すること。

【参考：現行注意事項等】

- (1) 営利行為を禁止とする。
- (2) 使用後は使用前の状態に戻すこととする。
- (3) ごみ・汚れ等は各自清掃する。
- (4) 備品・設備を破損した場合はすぐに管理者に届け出る。

7 宇都宮市上河内体育館

(1) 利用調整

ア 大会等の利用

下記に定める大会利用等を優先する事業とし、毎年度12月より、翌年度分の年間利用受付を行うものとする。

- ・ 上河内地区市民センターが取りまとめた地域行事・大会等
- ・ 宇河地区中学体育連盟のスポーツ大会

イ アについて調整後、県・市及び県スポーツ協会、市スポーツ協会に加盟する競技団体が主催するスポーツ大会及び事業を受け付ける。

ウ イについて調整した後、その他の使用団体が主催するスポーツ大会及び事業を受け付ける。

エ 一般利用の予約は使用する月の2ヵ月前の1日に抽選会を行う。(抽選会は市の公共施設予約システムを利用する。)

8 宇都宮市上河内運動場

(1) 利用調整

ア 大会等の利用

下記に定める大会利用等を優先する事業とし、毎年度12月より、翌年度分の年間利用受付を行うものとする。

- ・ 上河内地区市民センターが取りまとめた地域行事・大会等
- ・ 宇河地区中学体育連盟のスポーツ大会

イ アについて調整後、県・市及び県スポーツ協会、市スポーツ協会に加盟する競技団体が主催するスポーツ大会及び事業を受け付ける。

ウ イについて調整した後、その他の使用団体が主催するスポーツ大会及び事業を受け付ける。

エ 一般利用の予約は使用する月の2ヵ月前の1日に抽選会を行う。(抽選会は市の公共施設予約システムを利用する。)

9 宇都宮市河内体育館

(1) 利用調整

ア 大会等の利用

下記に定める大会利用等を優先する事業とし、毎年度12月より、翌年度分の年間利用受付を行うものとする。

- ・ 河内地区市民センターが取りまとめた地域行事・大会等
- ・ 宇河地区中学体育連盟のスポーツ大会

イ アについて調整後、県・市及び県スポーツ協会、市スポーツ協会に加盟する競技団体が主催するスポーツ大会及び事業を受け付ける。

ウ イについて調整した後、その他の使用団体が主催するスポーツ大会及び事業を受け付ける。

エ 一般利用の予約は使用する月の2ヵ月前の1日に抽選会を行う。(抽選会は市の公共施設予約システムを利用する。)

10 公共施設予約システム

施設の利用予約については、予約システムで予約受付や管理等を行い、円滑な受付業務を行う

こと。システム未導入施設については，導入に向けた取組を実施すること。また，システムにトラブルが生じた場合には速やかに市に報告し，対応すること。